

## 電波利用環境委員会報告（案）に関する意見募集結果及び意見に対する考え方

（平成 23 年 9 月 3 日～同年 10 月 3 日意見募集）

【意見提出 1 件】

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
①	<p>「参考資料 3 について」</p> <p>該当箇所中で「脱イオン水」をファントム液剤の材料として掲げていますが、ファントム液剤の材料としては、純粋な水であれば、RO水や蒸留水等の方法による水であっても、別に構わないと思われます。したがって、該当箇所中「脱イオン水」を「純水」とするべきだと思ひます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>人体の電気定数とほぼ同等なファントム液剤を作り、再現性の良い測定をするためには、ファントム液剤の材料の水から導電性イオンを取り除いて、電気的特性を一定の条件に揃えることが必要となります。純水の定義は広く必ずしも上の条件を満たさないものも含むため、「脱イオン水」を用いております。また、IECの国際規格や他国の規格においても、脱イオン水（De-ionised water）という表現が使用されているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>